

コンピュータウイルス・ 不正アクセスの届出状況

[2018年第4四半期（10月～12月）]

本資料では、2018年10月1日から2018年12月31日までの間にセキュリティセンターで受理した、コンピュータウイルスと不正アクセスに関する「届出」の統計について紹介する。

目次

1. コンピュータウイルス届出状況	- 1 -
1-1. 2018 年総括	- 1 -
1-2. ウイルス届出件数	- 2 -
1-3. 不正プログラム検出数	- 3 -
1-4. ウイルス検出数	- 4 -
1-5. 検出ウイルスの種類	- 5 -
1-6. ウイルス届出者	- 6 -
1-7. ウイルスおよび不正プログラムの検出経路	- 7 -
2. コンピュータ不正アクセス届出状況	- 8 -
2-1. 2018 年総括	- 8 -
2-2. 不正アクセス届出件数	- 9 -
2-3. 不正アクセス届出種別	- 9 -
2-4. 不正アクセス被害原因	- 10 -
2-5. 不正アクセス届出者	- 10 -

1. コンピュータウイルス届出状況

1-1. 2018年総括

2018年に寄せられたウイルス届出件数は、前年の1,918件より803件（約41.9%）少ない1,115件であった。

また、2018年に寄せられたウイルス検出数は、前年の16,119個より10,222個（約63.4%）少ない5,897個、不正プログラム検出数は前年の2,697,506個より2,071,028個（約76.8%）少ない626,478個であった。

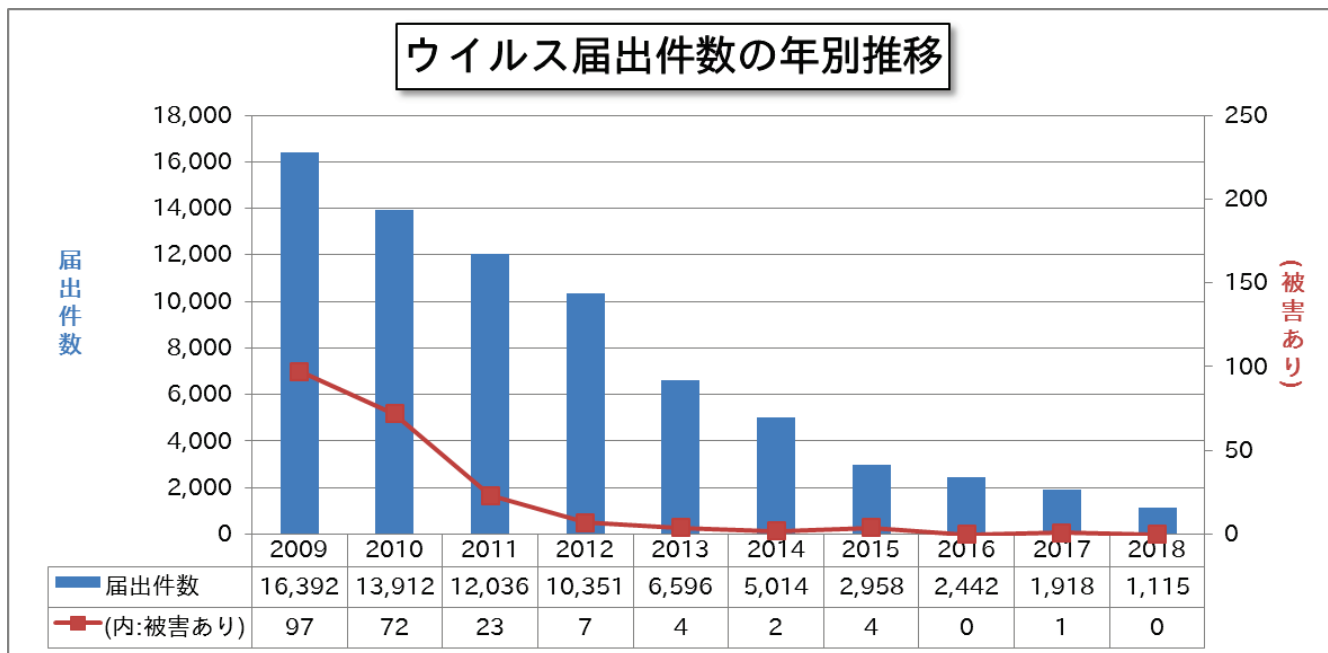


図 1-1 : ウイルス届出件数の年別推移

1-2. ウイルス届出件数

今四半期（2018年10月～12月）のウイルス届出件数は323件で、ウイルス感染被害があった届出は0件であった。

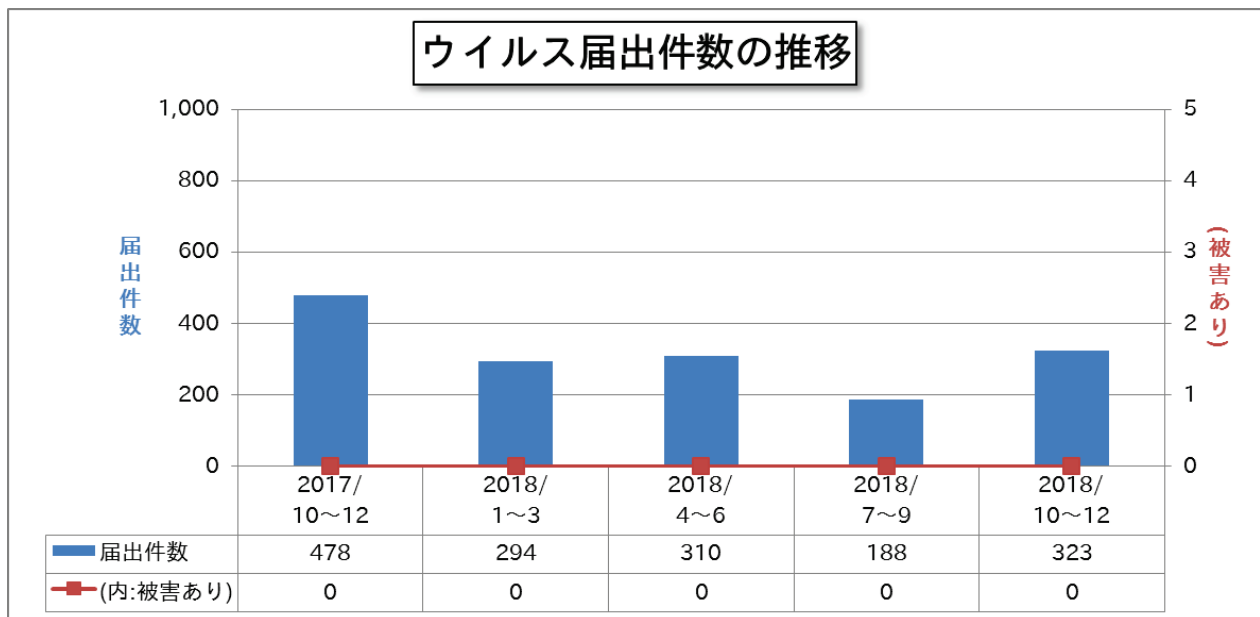


図 1-2：ウイルス届出件数の推移

1-3. 不正プログラム検出数

今四半期の不正プログラム検出数^(*)は、67,241 個だった。今四半期に最も多く検出された不正プログラムは Downloader で、全体の約 18.0%を占めた。

また、これまで「Fareit」の一種として分類していた不正プログラム「Loki」について、一定の検出数が見られるようになったため、今四半期からは別分類として計上している。

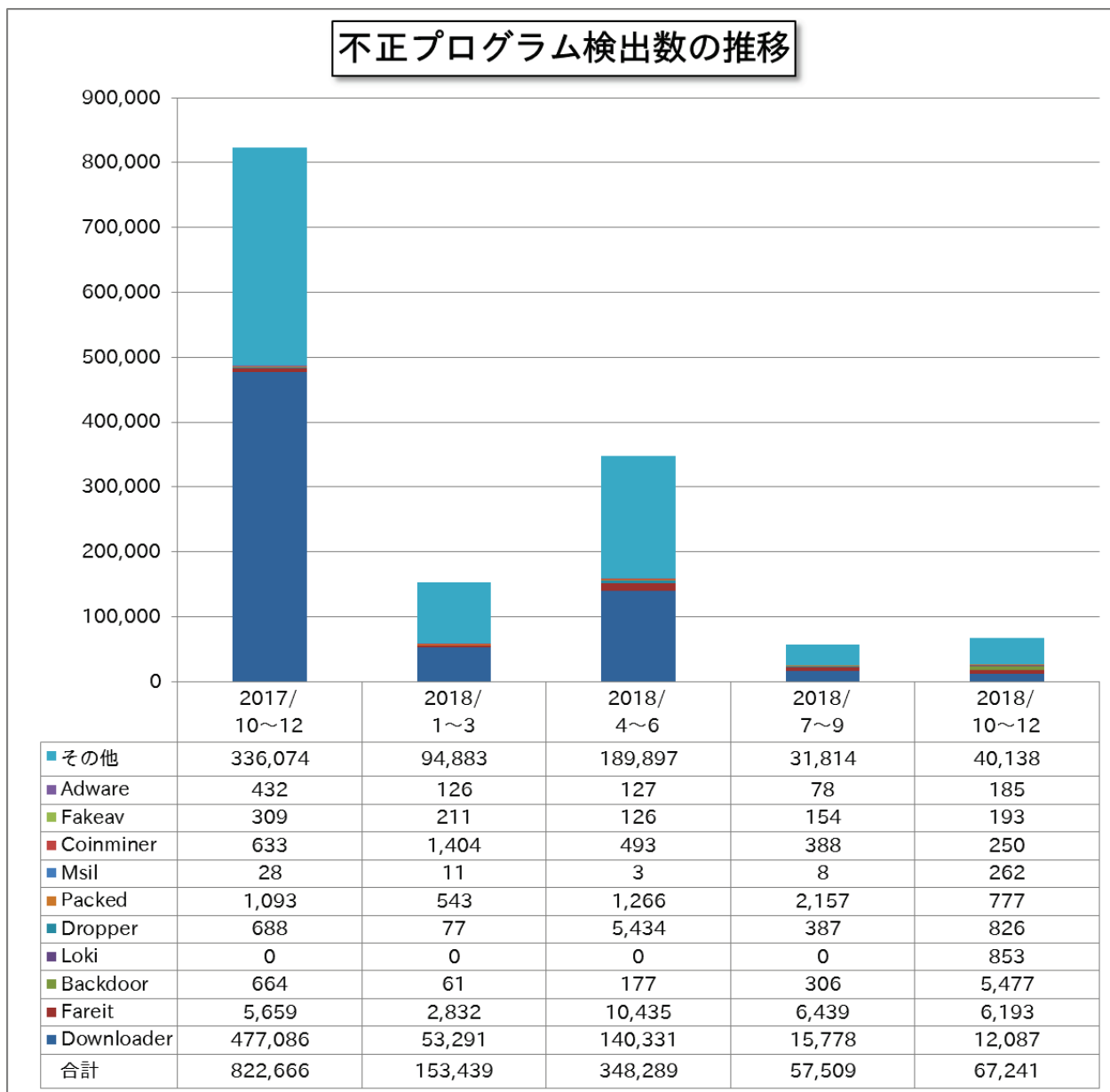


図 1-3 : 不正プログラム検出数の推移

^(*) 不正プログラム検出数：届出られた「ウイルス」および「不正プログラム」のうち、「不正プログラム」の総数を示したものの。

1-4. ウイルス検出数

今四半期のウイルス検出数⁽²⁾は1,430個であった。今四半期に最も多く検出されたウイルスはW32/Mydoomで、前四半期の454個に比べ約1.96倍に増加し、892個であった。

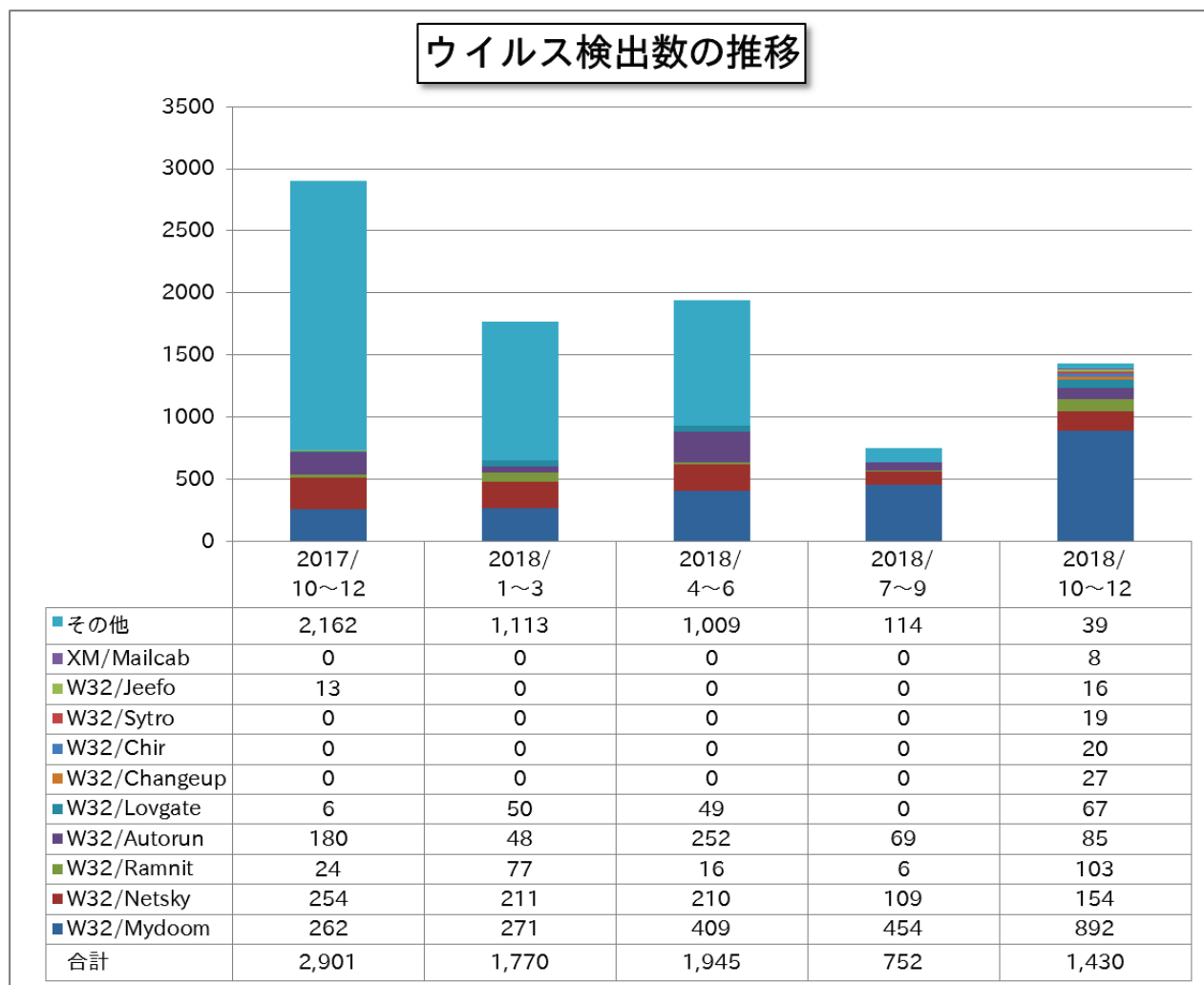


図 1-4：ウイルス検出数の推移

⁽²⁾ ウイルス検出数：届出られた「ウイルス」および「不正プログラム」のうち、「ウイルス」の総数を示したものを。

1-5. 検出ウイルスの種類

今四半期に届出されたウイルスの種類は 24 種類、検出数は Windows/DOS ウイルス 1,412 個、スクリプトウイルス及びマクロウイルス 17 個、携帯端末ウイルス 1 個、Macintosh および OSS(Open Source Software) /Linux・BSD を含むウイルスは 0 個だった。

表 1-1 : 2018 年第 4 四半期の検出ウイルス

i) Windows/DOS ウイルス	検出数	スクリプトウイルス	検出
W32/Mydoom	892	なし	
W32/Netsky	154		
W32/Ramnit	103	マクロウイルス	検出
W32/Autorun	85	XM/Mailcab	8
W32/Lovgate	67	W97M/Marker	3
W32/Changeup	27	XM/Laroux	3
W32/Chir	20	W97M/MacroLess	2
W32/Sytro	19	W97M/Thus	1
W32/Jeefo	16	小計 (5 種類)	17
W32/Sality	7		
W32/Remadm	6	ii) 携帯端末ウイルス	検出
W32/Bagle	4	AndroidOS/Lotoor	1
W32/Downad	4	小計 (1 種類)	1
W32/Fujacks	4		
W32/IRCbot	1	iii) Macintosh	検出
W32/Mumu	1	なし	
W32/Nuwar	1		
W32/Virut	1	iv) OSS(Open Source Software) Linux・BSD を含む	検出
		なし	
小計 (18 種類)	1,412		

(参考)

- ・ Windows/DOS ウイルス … Windows、MS-DOS 環境下で動作するウイルス。
- ・ マクロウイルス … Microsoft Word や Microsoft Excel などのマクロ機能を悪用するウイルス。
- ・ スクリプトウイルス … 機械語への変換作業を省略して実行できるようにした簡易プログラムで記述されたウイルス。
- ・ 携帯端末ウイルス … 携帯電話やタブレットなどの環境下で動作するウイルス。

注) ウイルス名欄での各記号の用語説明は以下の通り。

記号	用語説明
W32	Windows 32 ビット環境下で動作
XM	Microsoft Excel95、97 (Excel Macro の略)
WM	Microsoft Word95、97 (Word Macro の略)
W97M	Microsoft Word97 (Word 97 Macro の略)
X97M	Microsoft Excel97 (Excel 97 Macro の略)
O97M	Microsoft Office97 (Office 97 Macro の略)
VBS	Visual Basic Script で記述
Wscript	Windows Scripting Host 環境下で動作 (VBS を除く)
AndroidOS	Android OS 環境下で動作
SymbOS	Symbian OS 環境下で動作
XF	Microsoft Excel95、97 で動作するウイルス (Excel Formula の略)

1-6. ウイルス届出者

今四半期の届出者は、過去の傾向と同じく一般法人が多く、一般法人からのウイルス届出件数は全体の約96.9%を占めた。

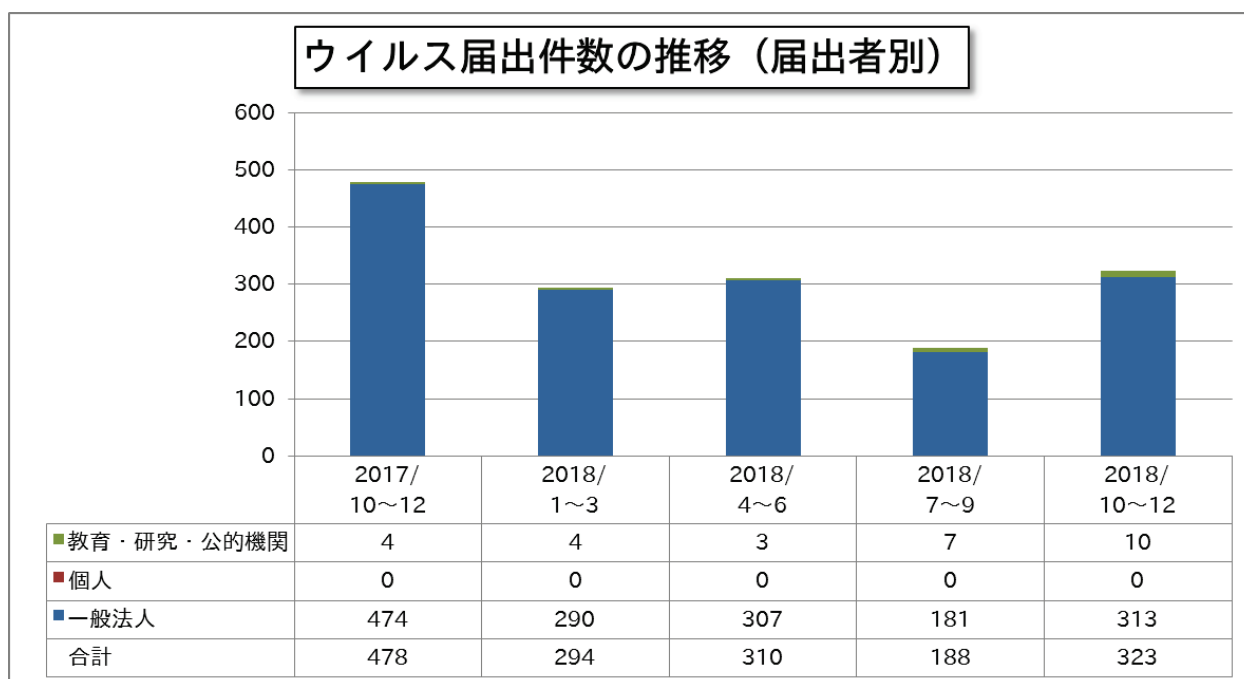


図 1-5 : ウイルス届出件数の推移 (届出者別)

1-7. ウイルスおよび不正プログラムの検出経路

今四半期のウイルスおよび不正プログラムの検出経路については、「メール」の割合が最も多く全体の約89.1%を占めた。

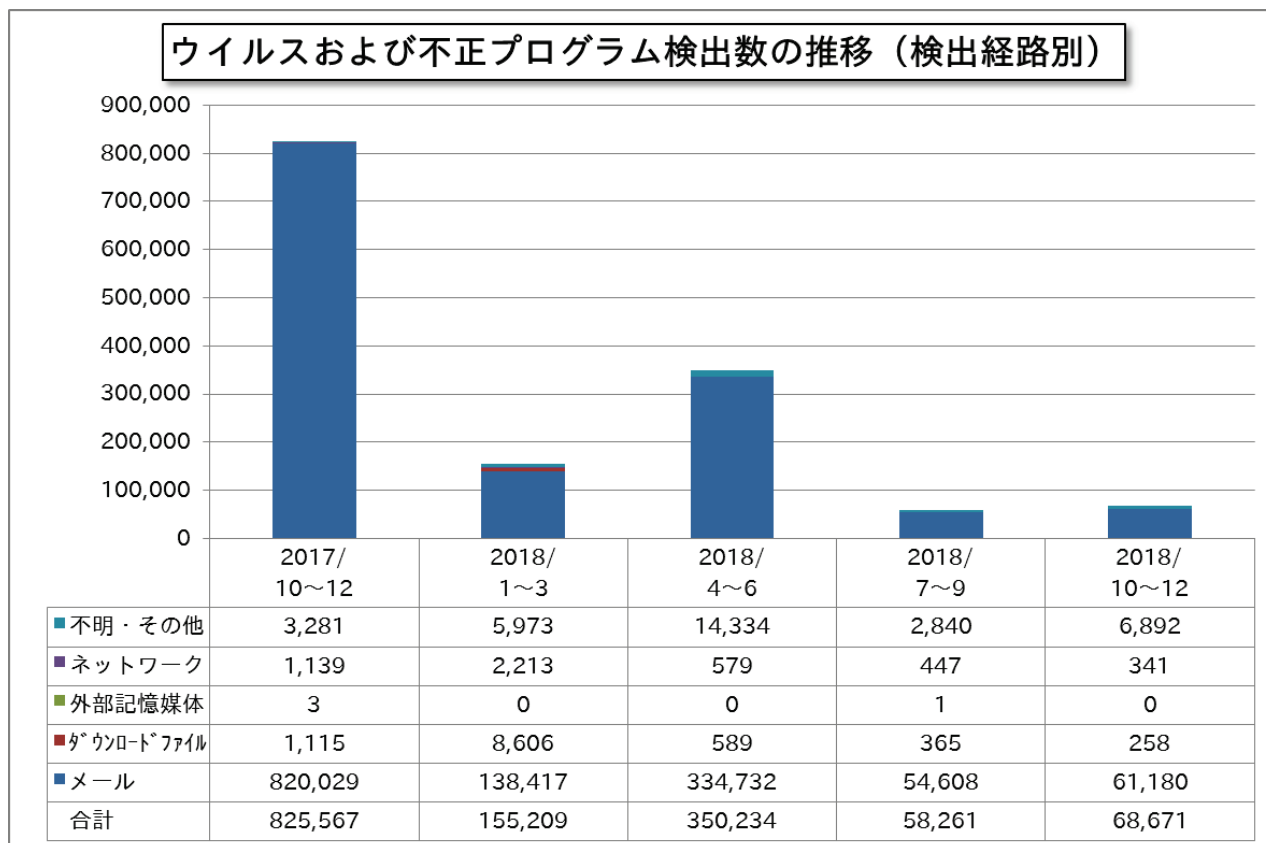


図 1-6：ウイルスおよび不正プログラム検出数の推移（検出経路別）

・コンピュータウイルスに関する届出制度について

コンピュータウイルスに関する届出制度は、経済産業省のコンピュータウイルス対策基準に基づき、1990年4月にスタートした制度であり、コンピュータウイルスを発見したものは被害の拡大と再発を防ぐために必要な情報をIPAに届け出ることとされている。

IPAでは、個別に届出者への対応を行っているが、同時に受理した届出等を基に、コンピュータウイルス対策を検討している。また、受理した届出は、届出者のプライバシーを侵害することがないように配慮した上で、被害等の状況を分析し、検討結果を定期的に公表している。

○コンピュータウイルス対策基準

平成7年7月7日（通商産業省告示 第429号）（制定）

平成9年9月24日（通商産業省告示 第535号）（改定）

平成12年12月28日（通商産業省告示 第952号）（最終改定）

○経済産業大臣が別に指定する者

平成16年1月5日（経済産業省告示 第2号）

2. コンピュータ不正アクセス届出状況

2-1. 2018年総括

2018年に寄せられた不正アクセス届出件数は、前年の79件より、25件(約31.6%)少ない54件であった。そのうち、被害のあった届出は43件で全体の約79.6%を占めた。

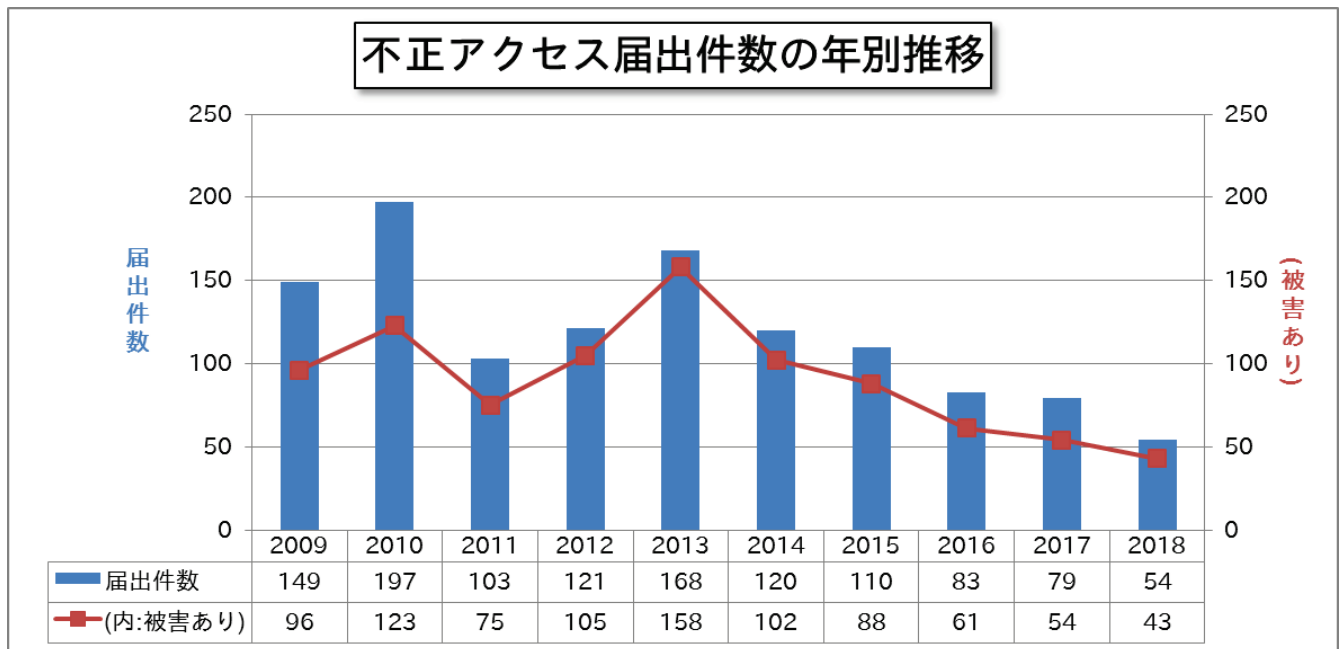


図 2-1 : 不正アクセス届出件数の年別推移

2-2. 不正アクセス届出件数

今四半期の届出件数は15件で、そのうち被害があったのは12件であった。

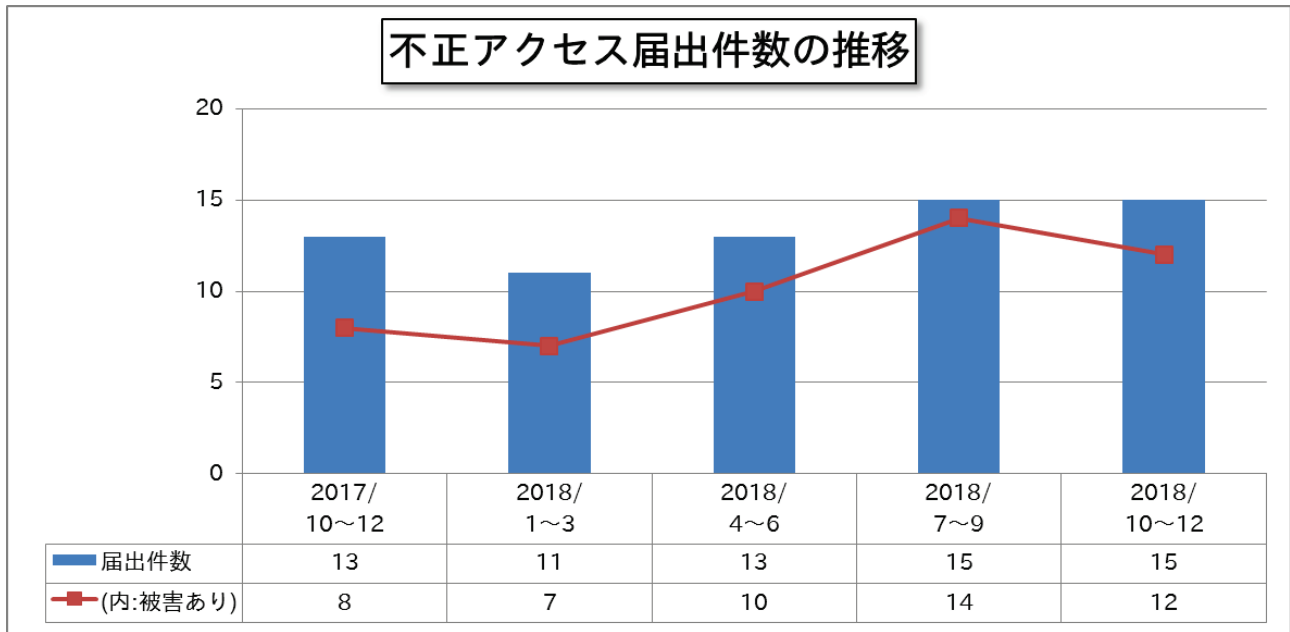


図 2-2 : 不正アクセス届出件数の推移

2-3. 不正アクセス届出種別

届出の種別としては「DoS」が4件、「侵入」が4件、「なりすまし」が2件等であった。

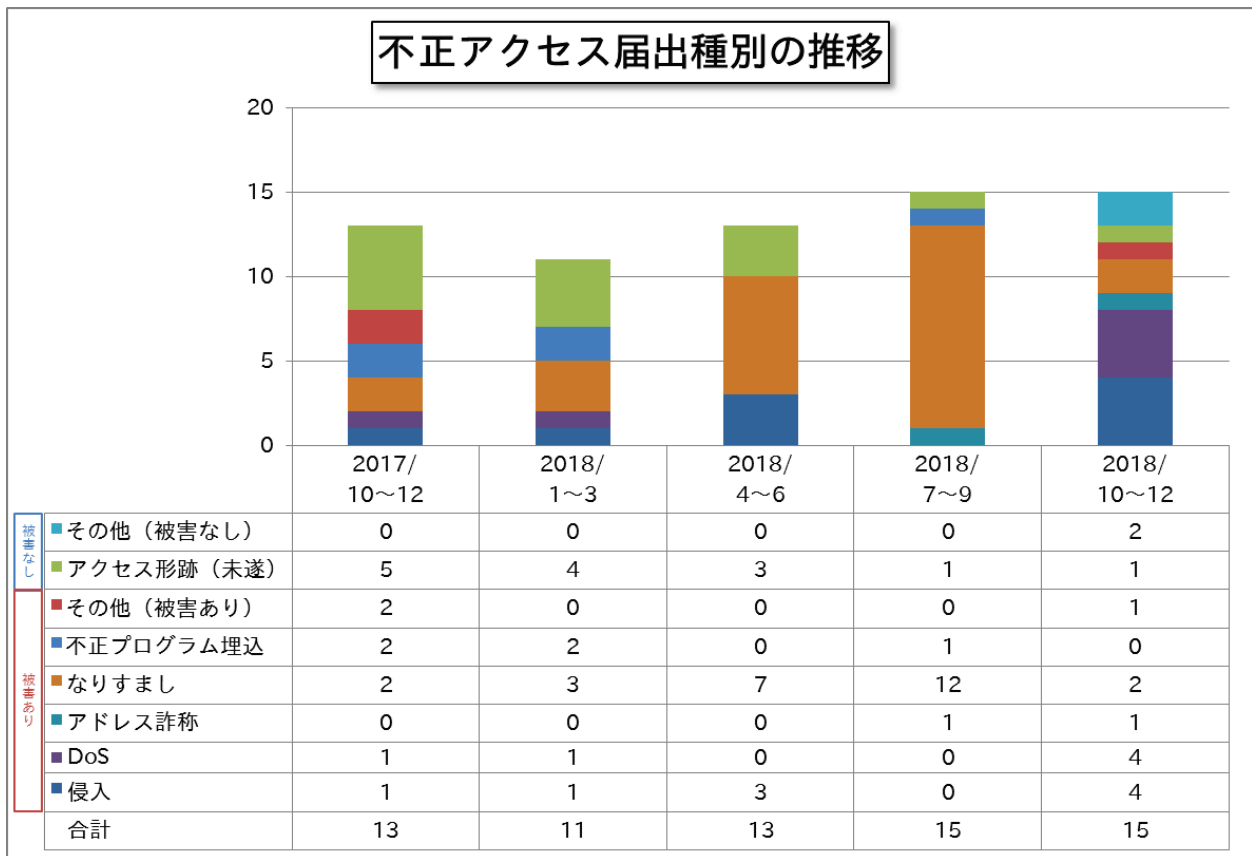


図 2-3 : 不正アクセス届出種別の推移

2-4. 不正アクセス被害原因

被害があった届出のうち、原因が判明しているものは「ID・パスワード管理不備」が3件等であった。

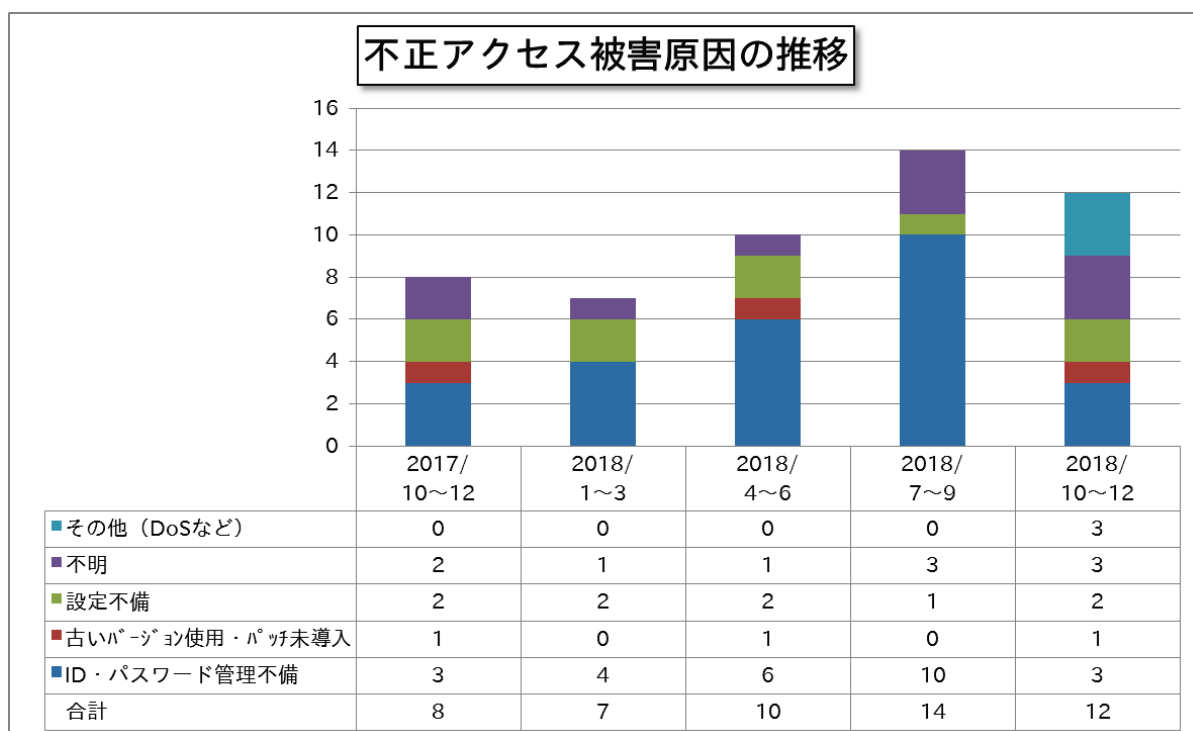


図 2-4：不正アクセス被害原因の推移

2-5. 不正アクセス届出者

届出者別の届出件数は、「一般法人ユーザ」が10件、「個人ユーザ」が4件、「教育・研究・公的機関」が1件であった。

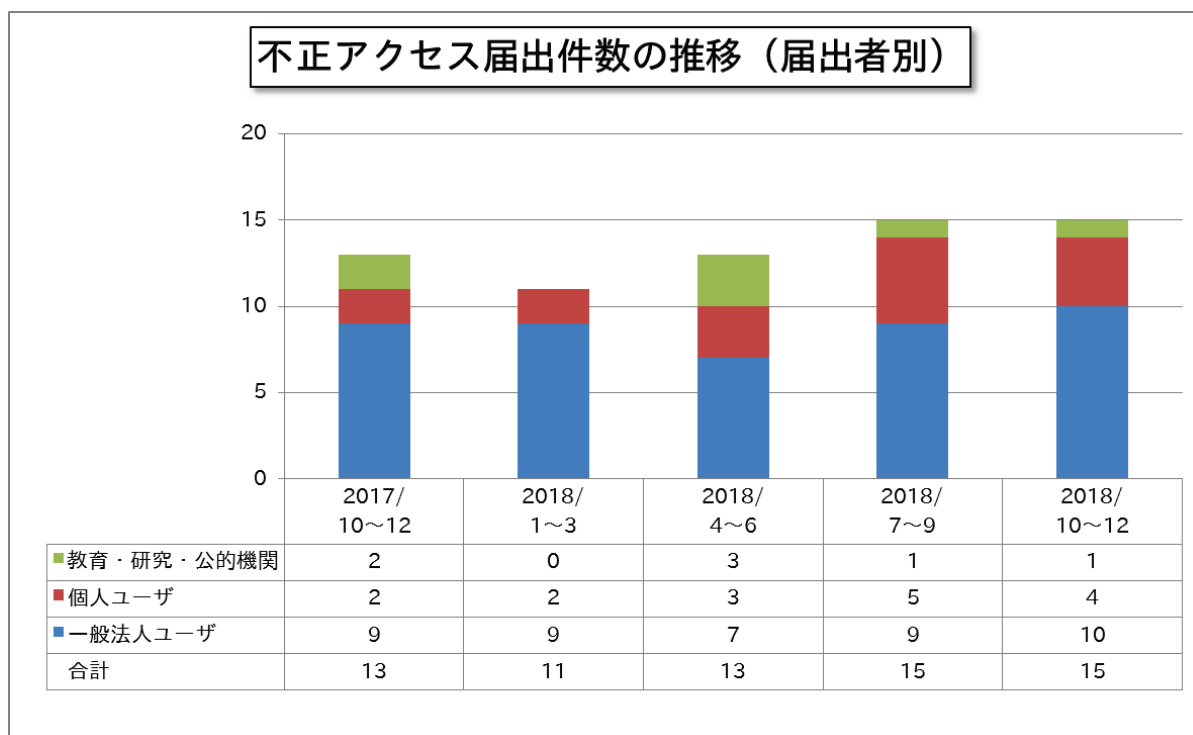


図 2-5：不正アクセス届出件数の推移 (届出者別)

・コンピュータ不正アクセス被害の届出制度について

コンピュータ不正アクセス被害の届出制度は、経済産業省のコンピュータ不正アクセス対策基準に基づき、1996年8月にスタートした制度であり、同基準において、コンピュータ不正アクセスの被害を受けた者は、被害の拡大と再発を防ぐために必要な情報をIPAに届け出ることとされている。

IPAでは、個別に届出者への対応を行っているが、同時に受理した届出等を基に、コンピュータ不正アクセス対策を検討している。また受理した届出は、届出者のプライバシーを侵害することがないように配慮した上で、被害等の状況を分析し、検討結果を定期的に公表している。

○コンピュータ不正アクセス対策基準

平成8年8月8日（通商産業省告示 第362号）（制定）

平成9年9月24日（通商産業省告示 第534号）（改定）

平成12年12月28日（通商産業省告示 第950号）（最終改定）

○経済産業大臣が別に指定する者

平成16年1月5日（経済産業省告示 第3号）